

史跡紫香樂宮跡(宮町遺跡第 38 次)現地説明会資料

日 時 平成21年3月8日(日曜日)
場 所 発掘調査現地

1. 調査名称 史跡紫香樂宮跡(宮町遺跡第 38 次)発掘調査
2. 調査地 滋賀県甲賀市信楽町宮町 1245 番地
3. 調査面積 850 m²
4. 調査期間 平成 20 年 12 月 19 日～平成 21 年 3 月中頃 (予定)
5. 調査主体 甲賀市教育委員会
6. 調査担当 歴史文化財課

7. 調査位置と目的

調査地は、朝堂東脇殿の北方約 50m に位置します。

これまでの調査で朝堂北方には大きな二面庇建物の確認されていることや遺構の密度などから、紫香樂宮での内裏的区画に相当するのではないかと考えてきましたが、調査が十分でなく、今回の調査でその推測を確認するために実施しました。

8. 調査の概要

調査地では、紫香樂宮に関連する主な遺構として、建物 2 棟と塀跡 3 条を確認しました。

建物 A 方位を N2° 10' W にとる東西 4 間以上×南北 2 間の東西棟の掘立柱建物です。

柱間寸法は梁行、桁行とも 3.0m(10 尺)、柱掘形はやや不整形ですが、1 辺約 1m 程度の方形です。

建物 B と東辺を揃えることや建物 B との棟間距離が約 13.3m (45 尺) であることから 2 棟の建物はセットになっていたと考えられます。

建物 B 方位を N2° 49' W にとる東西 5 間×南北 3 間の東西棟の掘立柱建物です。

柱間寸法は梁行 1.95m(6.6 尺)×桁行 3.0m(10 尺)、柱掘形は 1.2m×1.1m 程度の方形で柱の多くは抜き取られていました。

平面規模は、建物 A の床面積とほぼ同じですが、柱の直径が大きいこと、梁行の柱が 1 つ多いことなど異なる部分もあります。

塀 C 建物 A・B から約 2.5m 東に位置する南北方向の掘立柱塀で、方位を約 N3° 53' W にとります。

柱掘形は 1 辺 1.0m×0.9m 程度の方形で、基本的な柱間寸法は 3.0m(10 尺) ですが、4.5m(15 尺)間隔の場所が 2 箇所あります。

間隔の広い部分については、開口部と考えられ、屋根を伴わない簡易な出

入り口であったと見られます。

今回の調査地で確認した長さは11間(約35m)分ですが、調査地北側の堀VI(3頁参照)の南側延長と見られ、推定延長は61m以上あります。

堀D 堀Cから約6.7m東に位置する掘立柱堀で、東西2間以上×南北2間以上、方位を約N0°57'Wにとります。

柱掘形は1辺1.0m×0.9m程度の方形で、柱間寸法は、東西方向が3.0m(10尺)、南北方向が4.5m(15尺)です。

紫香樂宮関連遺跡の調査では、大型建物以外で柱間寸法が12尺以上の事例がないことから、建物ではなく堀跡と推測しています。

堀E 堀Cから3.1m西に位置する東西方向の堀跡で、方位を約N10°Eにとります。柱掘形は1.1m×1.0m程度の方形で、柱間寸法は、3.1m(10.5尺)を計ります。

9. 調査で判明したこと

- ① 建物A・Bの規模は、これまでに出土した建物との比較から、紫香樂宮の実務官衙として最も一般的規模の建物であり、東辺を揃えること。整数値に近い建物間隔を持つことや建物方位が近いことから2棟がセット関係で配置されていたことが推測できます。

また、2棟の建物構造を見ると、建物Bの柱が太いことや梁間を3間に行っていることなど違いも認められることから、建物Bが上位施設であったと考えられます。

2棟の東西棟がセットで配置されている事例は、3頁の建物IV・Vでも確認され、紫香樂宮の役所建物の配置例の1つと考えられます。

- ② 堀跡Cは、他の遺構と比較してやや西に方位が傾きます。同様の傾きをもつ遺構として調査地の東北東に65mで離れた地点で確認した堀跡(3頁の堀跡VII)があげられ、柱間寸法や掘形規模も類似していることから同一の空間を区画する堀跡の可能性があります。

その場合堀Cとしている遺構は、建物になる可能性があります。

- ③ 建物A・Bと堀Cは、同時に存在していた可能性は低いと考えられます。

その理由として、方位が異なること。2つの遺構が近接していること。建物Bの梁行が3間なのは、中央に扉を設置するためであり、出入りを制約する堀を近接して設けたとは考えにくいこと。があげられます。

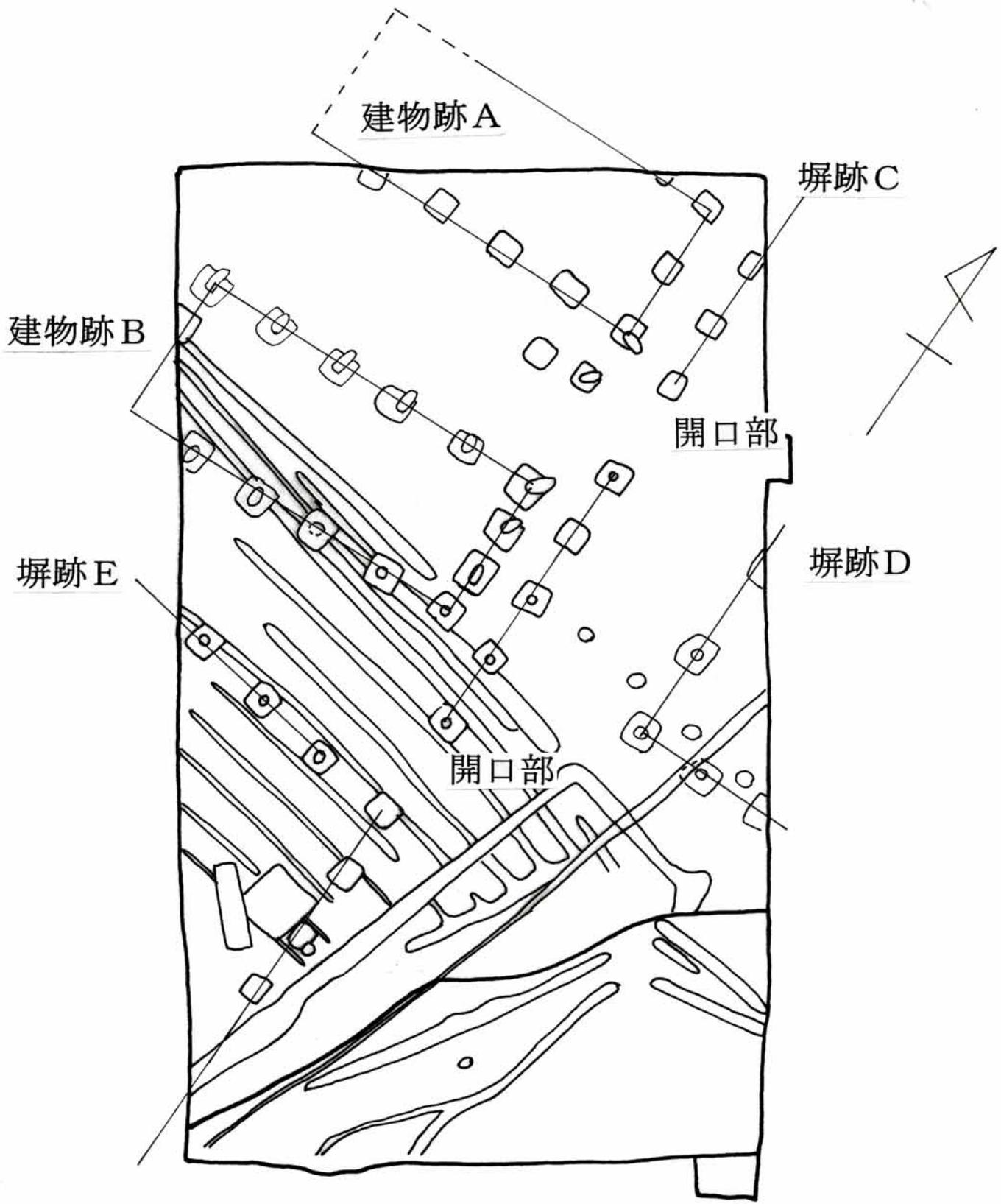
ただし、建物位置と堀の開口部は近接していることから、全体の施設配置計画には大きな変更がなく、建物と堀は同時に存在しないが、同一の配置計画で建設されたことが考えられます。

また、遺構配置の前後関係については、重複している部分がないため、どちらが先に作られたのかはわかりません。

- ④ 今回の調査で確認した建物は、建物規模から実務施設とみられますが、想定区画全体の配置を確認するまで至りませんでした。

そのため、この施設が内裏に関連する役所か政庁に伴う役所なのか決定することはできません。

しかし、調査地の遺構配置から建物の作り変えが想定され、これまでの調査成果を考慮すると朝堂北方区画の広い範囲で計画変更があったことが伺えます。



宮町遺跡第 38 次調査遺構配置図

